

令和3年5月20日

令和3年第2回神奈川県議会定例会

産業労働常任委員会報告資料

産業労働局

目 次

	ページ
I 酒類販売事業者への支援について	1
II 大規模施設等に対する協力金の概要	2

I 酒類販売事業者への支援について

1 県内酒類販売事業者の現状

昨年12月から続く、飲食店に対する営業時間の短縮要請や、外出自粛により、県内中小企業は厳しい経営環境に置かれている。特に、令和3年4月28日からの「まん延防止等重点措置」の適用で、「酒類の終日提供停止」の要請が加わったことにより、飲食店に酒類を納入している酒類販売事業者は、他の業種とは比較できないほど、経営に甚大な影響を受け、厳しい状況に陥っている。

国は、「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の適用により、売上に大きな影響を受けた事業者に対し、月次支援金による支援を開始する予定である。しかしながら、その上限額が、法人で月額20万円、個人事業主で月額10万円に留まっており、酒類販売事業者からは、十分な金額ではなく、更なる支援を求める声も多いため、酒類販売事業者に対して、国の支援に加え、県による追加支援を検討する。

2 県の支援策（案）

県が、飲食店に酒類を納入している酒類販売事業者に対し、国の月次支援金に、上乘せをする形で支援を行う方向で検討を進める。

なお、国は、こうした酒類販売事業者に対する都道府県の支援に対し、特に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の協力要請推進枠で8割負担し、都道府県の支援を後押しするとしている。

【参考】国の月次支援金の概要

支援概要	4・5月の緊急事態措置、まん延防止等重点措置の影響を受けた事業者への支援
対象	時短営業を行う飲食店と直接／間接の取引がある又は、不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けた全国の中堅・中小事業者
要件	4月又は5月の売上が2019年又は2020年の同月比で、50%以上減少の場合
支給額 (上限)	法人20万円/月、個人10万円/月

II 大規模施設等に対する協力金の概要

1 特定大規模施設運営事業者等に対する協力金

(1) 交付対象者

特定大規模施設（※1）の運営により収益を得る事業者で、大規模施設の休業・営業時間短縮等を決定する権限を有する事業者

※1 特定大規模施設・・・ 特措法第24条第9項に基づく時短要請に応じた、建築物の床面積が1,000㎡超の施設

(2) 協力金の計算方法

ア 自己利用部分面積（※2）に係る協力金

時短営業を行った自己利用部分面積（1,000㎡毎を1単位）× 20万円/日
--

×

$\frac{\text{短縮した時間}}{\text{本来の営業時間}}$
--

※2 自己利用部分面積・・・ 特定大規模施設運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分

<自己利用部分面積に含めないものの例>

- ・ テナント事業者等の区画面積
- ・ 生活必需品の販売等を行う事業者の区画面積
- ・ 階段、エスカレーター等のほか、事務室・倉庫など直接的にサービス等の提供を行っていない部分の面積

イ テナント事業者等把握管理等に係る追加交付分

大規模施設に係るテナント等の店舗数（10店舗以上の場合に限る。）× 2千円/日
--

×

$\frac{\text{短縮した時間}}{\text{本来の営業時間}}$
--

ウ 特定百貨店店舗（※3）に係る協力金

特定百貨店店舗の数× 2万円/日

×

$\frac{\text{短縮した時間}}{\text{本来の営業時間}}$
--

※3 特定百貨店店舗・・・ 当該店舗の売上が百貨店等といったん計上され、その後分配される場合であって、当該百貨店等から一定の区画分配を受けて出店し、事業を営む店舗

2 テナント事業者等に対する協力金

(1) 交付対象者

特定大規模施設の一部を賃借し、当該施設に来場した一般消費者を対象に事業を営む事業者（飲食業に係る協力金の交付を受けている事業者を除く。）

(2) 協力金の計算方法

ア 映画館運営事業者等以外の事業者

$$\left[\begin{array}{l} \text{時短営業した店舗等面} \\ \text{積 (100 m}^2\text{毎を 1 単位)} \\ \times 2 \text{万円/日} \end{array} \right] \times \left[\frac{\text{短縮した時間}}{\text{本来の営業時間}} \right]$$

イ 映画館運営事業者等

$$\left[\begin{array}{l} \text{常設のスクリーン数} \times \\ \text{2万円/日} \end{array} \right] \times \left[\frac{\text{短縮により上映できなくなった} \\ \text{上映回数}}{\text{本来予定していた上映回数}} \right]$$

事業者(その他の施設)への要請①(時短要請等)

施設区分	措置区域	その他区域
劇場、観覧場、映画館、演芸場 など 集会場、公会堂 など 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする ※歓声・声援等が想定されないもの:100%以内 歓声・声援等が想定されるもの:50%以内	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
	1000平米超:(法第24条9項) 5時から21時※までの営業時間短縮要請 1000平米以下: 5時から21時※までの営業時間短縮働きかけ ※イベント開催以外の場合は20時まで	
体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、 テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート ゴルフ練習場、バット練習場 など 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする ※歓声・声援等が想定されないもの:100%以内 歓声・声援等が想定されるもの:50%以内	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
	1000平米超:(法第24条9項) 5時から20時※までの営業時間短縮要請 1000平米以下: 5時から20時※までの営業時間短縮働きかけ ※イベント開催の場合は、21時まで	
スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ屋、 ゲームセンター など 個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、 勝馬投票券発売所、場外車券売場 など スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	1000平米超:(法第24条9項) 5時から20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下: 5時から20時までの営業時間短縮働きかけ	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	1000平米超:(法第24条9項) 5時から20時までの営業時間短縮要請※ 1000平米以下: 5時から20時までの営業時間短縮働きかけ※ ※生活必需物資を除く	(生活必需物資を除く) 5時から21時までの営業時間短縮働きかけ

Kanagawa Prefectural Government

大規模施設等に対する協力金について

【考え方】

- 現在、緊急事態宣言対象区域において、定額で支給することとしている協力金について、今般、まん延防止等重点措置区域においても対象とし、事業規模に応じたものに見直す。
※ まん延防止等重点措置区域においては、5月7日から適用する。

	大規模施設	テナント・出店者
支給対象	人流抑制の観点から、特措法第24条第9項に基づく時短要請を行った1000平米超の施設 例) 百貨店等大規模小売店、映画館等	左記施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営む事業所等
協力金額(日額)	「時短営業した面積1,000㎡毎に20万円/日」 × 「短縮した時間/本来の営業時間」	「時短営業した面積100㎡毎に2万円/日」 × 「短縮した時間/本来の営業時間」

Kanagawa Prefectural Government

大規模施設等協力金について

1 適用区域

まん延防止等重点措置区域

(横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、厚木市、大和市、
海老名市、座間市、綾瀬市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、
逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町)

2 要請対象施設

①大規模施設

特措法第24条第9項に基づく、時短要請を行った1,000㎡超の施設
(※詳細は、4ページ上段の資料を参照)

②テナント・出店者

上記の施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般
消費者を対象に飲食業以外の事業を営む事業所等

3 協力金の交付要件

5月12日～5月31日までの20日間において

・5時から20時までの時間短縮営業

※イベント開催の場合は5時から21時までの時間短縮営業

・「感染防止対策取組書」等の掲示

4 協力金の額

①大規模施設

時短営業した面積1,000㎡ごとに20万円/日

②テナント・出店者

時短営業した面積100㎡ごとに2万円/日

上記に「短縮した時間/本来の営業時間」を乗じた額を交付

5 予算額

103億 5,504万円

(内訳)

①大規模施設	3,780	事業所	94億 5,000万円
②テナント・出店者	14,040	事業所	7億 200万円
③事務費			2億 304万円